

## 滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 平成 30 年 10 月 31 日 (木)
- 2 場所 長浜市役所北部振興局 2 階 会議室 1・2
- 3 議題 (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川会長、和田副会長、奥村委員、鳥居委員、平山委員、松四委員、水原委員、皆川委員、井上専門委員、山崎専門委員

### 5 議事概要

#### 議題

(事務局)

午前中の現地確認に引き続き午後もよろしくお願ひします。

(会長)

午前中の現地、事業計画地を全て見たわけではないが、関係する土地をみて理解が深まった。

本日、「(仮称) 余呉南越前ウィンドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」 2 回目の審査で、今回、審査会の意見を取りまとめることになる。

事務局からこれまでの経緯の説明を願ひします。

(事務局)

事業概要およびこれまでの経緯について説明。(資料 1、参考資料 1)

(会長)

事業者から午前中の現地確認の状況の振り返りをした後に、資料 2 から 4 について説明願ひします。

(事業者)

本日対応は事業者グリーンパワーインベストメントと環境影響評価を委託している日本気象協会、この 2 者です。

午前中はあいにくの曇りの天気で、なかなか遠くまで見渡すことはできませんでしたが、質問の内容としては、主に区域の見え方について、あの駐車場からどういう感じでこの事業実施区域が広がっているのかという質問が主でした。他、それ以外のところで、何点かについて振り返りたいと思う。

風車の設置、基数、配慮書の中で 50 基程度と書かれている 50 基程度の考え方について、風車間の間隔は大体どれぐらいをめどに配置し、このエリアで 50 基置けるのかとの質問に

ついて補足的に説明したい。

風車間の設置は、具体的に設計等をしていない状態で、おおむねの目安としては、ローター直径の3倍というのが目安とされてり、おおむね300メートルです。300メートルでこのエリアの中で配置したときに、50基分のポテンシャルがあるとの考え方で、配慮書で説明している。

具体的な設計は、これから地権者との協議、環境影響評価の結果、風の調査の結果、いろいろ踏まえた上で、何基建てられるのかはこれからのアセスの手続きで検討していく前段階、配慮書の段階で50基の提案をしている。

最寄りの中河内地区の地区長に来ていただきお聞きしたところ、20戸程度、現状お宅がある地区になる。振り返りについては、以上になります。

引き続き、資料2から4について説明します。資料2が前回の審査会、9月27日の審査会意見に対する回答です。意見としては48あるので、補足説明等を加えるべき場所をピックアップして何点か説明する。

資料2の7番。特に水関係、こちらは水源として留意しているが、水だけではなくて、その区域だけではなくて、流域から出ていく区域の先にもどうい影響があるのかを記入することとの質問がある。そこに対しては、水の濁りの調査に当たっては、区域内だけではなく、当然流域図等を用いて調査地点を選定している。その調査地点を選定した上で、どのような環境保全措置ができるか、沈砂池設置がいいのか、土砂流出防止柵等を設置すべきなのか、その辺を検討した上で、可能な限り土壌浸透がされないような工事の計画をしているので、流域の出ていく先についても当然予測評価の対象になっている。

11番。植物関係ですが、確実な生息地については、イイズナの生息地は草地ではなく高山で、イイズナの生息地が草地になっているように読み取れるので、重要種であるイイズナがないことになってしまうのはいかがなものかという意見をいただいた。改めて文献等を当たったところ、「福井県のすぐれた自然データベース」には、イイズナが高山植物として載っていたので、本事業について、イイズナの生息可能性も念頭に置いて現地調査を実施しますと示した。資料2、パッチが掛かっているところは緑の回廊になり、イイズナを想定している。事業実施想定区域が近接しているところに大野市になり、緑の回廊とながっている場所でイイズナが発見された。当然このイイズナがいる可能性も含め調査を実施するという見解にした。

12番から20番は、イヌワシ、クマタカからの質問、指摘です。環境省のセンシティブイマップ、イヌワシ、クマタカの生息としてマッピングされている地域にもかかわらず、動物の注目すべき生息地については確認されない。それに加えて、配慮書時点で、19番のところ「配慮書の時点で重大な影響を回避または低減できる可能性は高いと評価する」と書いているが、調査を実施して初めて分かることを、文献調査の段階ではここまで言えないはずとの指摘について、当然の意見と受け止め、20番の方法書で訂正します。「事業実施想定区域およびその周辺はイヌワシ、クマタカの潜在的に生息可能な区域に含まれている。

専門家からもイヌワシ、クマタカの生息情報が得られているので生息地がある可能性がある」ということを方法書で記載する。

その上で現地調査を実施し、「猛禽類保護の進め方」や「滋賀県イヌワシ、クマタカの保護指針」に準じた影響予測を行った上で、イヌワシ、クマタカに対する影響はどの程度なのか、どのような環境保全措置ができるのかを検討していきますと配慮書で書く。

5ページの26番。これも水質絡みのご意見。配慮書の中で、湿地等の改変は避けると書いたが、それだけではなく、河道、川筋等に濁水が流れ込み主要な河川への影響についても予測、調査するようにとの指摘に対して、湧水の状況については、自治体等に追加ヒアリングして、確認する。

これから動植物調査とかにも入っていくフェーズ、準備書の前、方法書の後、普段水はないけれども、雨が降った時に沢筋を伝って下流の河川に流れるような沢筋があった場合には、そこをポイントとして、可能な限り把握に努め、そこは改変しない、環境保全措置をきちんと行い措置を取る。

30、31番、次の6ページ、これは人と自然との触れ合い活動の場。こちらは地元の活動団体、特に余呉トレイルクラブがあり、地元の活動団体へのヒアリングを必ず行った上でアセスの手続きを進めることとの意見に関しては、若干区域は離れているけれども、聞き取り調査等も実施して、今後の環境影響評価の中に活かしていきたい。

32番の伝承文化に関しまして、先日、先生からの資料等もいただいたので、その経過等も踏まえつつ、事業がもうちょっと煮詰まった段階で教育委員会との協議を実施していく。

48番最後のページ、こちらが追加の質問のところ。年平均風速6メートルで、確かに冬季のほうが風速が強いのは確かです。雪が多い地域のため、着雪、着氷の影響や効率が低下が懸念されるとの質問について。風力発電が発電し始めるのは、風車の機種にもよるが、3メートルから5メートルで発電を始める。着氷については、着氷が確認された風車は、着氷を除去する装置というのがあるので、それを講じつつ、効率的な発電に努めていく。

資料3、長浜市長意見について、10項目。そのうち2つ、われわれの見解を補足説明する。水環境について、工事中の土砂や濁水の流出に伴う水質の悪化および汚濁は漁業や農業に対して重大な影響が懸念されるのではないかと、水環境への影響を回避または極力低減することとの意見については、水の濁りに関しては方法書で選定して予測評価を実施する。

予測評価の実施内容については、工事の濁水が河川に流入するか、流入するとしたらどの程度の影響なのかを予測する。まずは濁水の流入の影響を低減するために環境保全措置を検討する。その環境保全措置をすることで、農作物への影響や漁業への影響も低減できると考えている。

7番、文化財・伝承文化について。こちらは栃ノ木砦遺跡の範囲内になっているため、幅広い調査を行うこと、保護すべき重要な文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないかを調査することとの意見について、埋蔵文化財の具体的な位置は把握してないため、今後、道路の新設や拡幅等の計画が決まった段階で具体

的に協議をする。また、重要な生活、生業、信仰等においては、情報収集に努めて、これを先ほどの文化財・伝承文化の中に組み込む。

資料4、滋賀県の関係各課からの意見。1、2、3、県民活動生活部からの、具体的な手続き、土地利用に関する指導要綱に基づいて届け出すること、事業計画ガイドラインに基づいて適切に事業を実施することとの指摘には当然、当該規定に基づいて届出し、事業を実施する。

琵琶湖環境部からの森林関係と動植物関係について。森林法、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針に基づいて調査、予測評価することとの意見について、森林法や滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針に基づいた法的な手続の調査を実施すると見解を示した。

土木交通部からは、各手続き、道路交通法や景観法に基づく届出が必要である場合があるので、そこに留意することとの意見については、そこについて留意する。

教育委員会、20番。栃ノ木砦遺跡について、事前に長浜市と協議すること、また、カモシカの保護地域になるので影響のないように十分配慮するようとの意見について、そこについても十分配慮するとう趣旨の回答とした。

(会長)

現地確認の補足説明、資料2から4の事業者見解を踏まえて、配慮書について委員の方から意見、質問についてお願いします。

(委員)

全体にシカのことを甘く見過ぎている。滋賀県ではショットガンでシカを絶滅させるくらいの勢いで殺そうとしている。300メートル間隔で平場を作ったらどのくらいの面積か。全部シカの餌場になる。チップを敷いたり、砂利地にしても、必ず草が出てくるから相当な量でシカを増やす

高知県では、林業とタイアップすると言っていたが、シカを増やすということは林業の敵を増やすことで、シカのもたらす水環境への影響はものすごく大きい。

工事中の、排水、濁水の処理はする、と言うけれども、シカは工事が終わってからも増えたままで、どんどん影響は出る。そこに住んでいる人達への影響になる。この工事はシカを増やす。地元にとって一番悪い工事です、それを考えてほしい。

イイズナのことを考慮する、確認する、と言うけれども、イイズナは、何十年これをいろんな人が調査しても見つかっていない、簡単に口に出さないでください。

(会長)

シカとイイズナについて、この時点で回答してください。

(事業者)

シカについて甘く見ているという指摘については、今後、真摯に調査を踏まえ検討する。まさにシカが増えることでの影響、近隣住民、近隣の方々への影響、そういうことも意識し、地元の方とも相談しながら、その影響を予測評価する。

(委員)

イイズナのごことは別にいいです。300メートルごとに50基つくって、シカが入らないように、風車のヤードの周りを全部フェンスで囲うことはできるか。

(事業者)

まだそこまで、検討を進められていない。

(委員)

僕は少なくともそれぐらいでなければ賛成できないとの意見です。

(事業者)

シカの対応に当たって、風車をヤード、柵で囲うという案ですが、他にその手段として考えられるものは何かあるのか。

(委員)

シカを地元で協力して捕ってもらうしかない。最後の文化財のところではカモシカの話があるが、全国的にニホンジカとカモシカの関係があり、シカが増えているところはほとんどカモシカがいなくなっている。比良山は、昔と比べると1割程度ぐらいしかいない。カモシカはほとんどいない。天然記念物、ニホンカモシカを減らす要因にシカが繋がってしまうという感じです。

(会長)

シカについて十分な対策を取ってくださいという意見です。今後の中で、そういう計画を出してください。

(事業者)

意見を踏まえてもちろん検討する。

(会長)

イイズナの何かいい観測方法というのは考えられているのか、今のところ、特に考えていないようなので、今後の手続きの中で、きちっと考えてくださいという意見ですので、対応願います。

(委員)

シカ柵のことに関連して、ここは多雪地なので、立てっ放しでは絶対に駄目で、冬期には柵をさげ、また春期にあげるという作業が毎年必要になってくる。また穴も開き、定期的な補修も必要となる。こうした問題についてももしっかり検討してほしい。

(会長)

シカについては真剣に考えてください

(会長)

資料4の11、滋賀県自然環境保全課の質問で、イヌワシ、クマタカについて、回避・低減が困難であれば、「事業の取りやめ（ゼロ・オプション）も含む事業計画の抜本的な見直しを検討する」という意見に対しての回答「事業の取りやめ（ゼロ・オプション）も含む事業計画の抜本的な見直しを検討します」とあるこの「事業の取りやめ（ゼロ・オプション）」の意味、解釈が難しいがこれはどういう意味か。

事業の取りやめ、なら分かるが、ゼロ・オプションというと、場合によっては事業目的が達成可能で事業を実施しないということで、事業目的を達成するということは、発電は達成したい。そうすると、例えば風力の代わりに太陽光発電を付けるというのがゼロ・オプションということもある。そうすると、ここで言っているのは、これはおそらく自然環境保全課の質問に対して、そのままコピーで返したけれども、ここにゼロ・オプションをあえて付けるというのは、風力はやめるけれども、他の事業で発電をするという、ということも含まれているということなのか、事業を取りやめる、そういう意味なのか、そこを確認したい。

(事業者)

質問の確認ですが、風力発電事業を取りやめて、太陽光発電にすることがあり得るのかどうか。

(会長)

ゼロ・オプションの意味には、そういう意味も含まれる場合があるので、いわゆるノー・オプションは全く何もしない、そのままの状態にすると使われているのか、それとも、ゼロ・オプションの意味として、発電はするけども、違う手段の発電をするということもあり得るのか、その確認です。

(事業者)

この区域は風力発電の適地と見込んでいるので、太陽光発電という適地か、太陽光発電

の可能性という考えでこの計画を進めているわけではない。

(会長)

ここのゼロ・オプションを取ったほうがいいですね。これは自然環境保全課の質問に対してそのまま返したというだけで、意図としては、この「(ゼロ・オプション)」は要らないと解釈していいですね。

(事業者)

はい。

(専門委員)

資料2、3ページ。15番から19番についての事業者見解、「注目すべき生息地への対応」とある結論的には、注目すべき生息地としての可能性がある、という解釈でよろしいか。

(事業者)

はい。

(専門委員)

資料2、3ページの15番の事業者見解で、方法書以降の手続き等においてのところでは予測・評価を行いますと書いてあり、次の4ページのところで、20番の事業者の見解で修正したいと書いてある。これは、配慮書に書いてある予測と評価をこのように訂正することか。

(事業者)

配慮書での予測・評価結果に記載する際に、20番の一番最後に書いてあるとおりに方法書の4章に記載するとき、今後見直す。

(専門委員)

19番と20番で修正した内容を、今後の方法書の4章に記載するということですか。

(事業者)

はい。

(専門委員)

ここの配慮書の中では修正しないということですか。

(事業者)

はい。

(委員)

資料4の4番、滋賀県琵琶湖政策課の意見で、この事業想定区域の「下流にある高時川は、近年、たびたび濁水発生が問題となっている」、その「現在の状況を十分把握の上、評価すべきである」とあるが、「近年、たびたび濁水の発生が問題となる」との濁水についての要因を教えていただきたい。

(事務局（琵琶湖政策課）)

濁水が起こっている事象を確認しているが、その原因についてはまだ絞り切れていない。関係各課で、どういったことが考えられるかとか、意見交換をしている状況です。

(委員)

それを踏まえて、資料2、長浜市長からの意見、特に濁水のところ、例えば資料2の、前回、委員会で意見を言った7番、高時川流域から出ていく先にもどのような影響があるかということについて、この回答では、この工事中の濁水に配慮すると書かれている。特に、濁水は、土壌浸食につなげて回答されていると思う。それと同時に、資料3のところで、この流出先の地域、高時川という地域特性の水質は、非常にきれいな川であり、かつ源流であり、琵琶湖の最上流部のところから出てくると。

その、高時川の下には、梁という漁業の水産資源の重要なところで、特に水質汚濁、いわゆる濁水問題とか、工事中、改変が起こった場合に与える影響の懸念は、工事中だけでなく、全体の地域の人々に対しての影響が出てくるという懸念があるという意見だと思う。

この濁水の問題については、県の調査中の情報を収集するとともに、一番気になったのが、資料3の3番目、ここの回答は、水の濁水のアセス評価の方法書で検討項目にあり、調査する。おそらくSS、濁りを取って、ある程度沈降して、だから影響ないというような評価の仕方がほとんど一般的であろう。しかし、開発する場合に、流出先の水産業への影響を配慮すること、ここでは普通の環境保全措置のようにさらっと書かれているが、県の中でもこの地域は非常に重要な場所である。

今日、現地の視察を行った帰りに、湧水のところに途中止まったが、地域の人々にとっても大切な貴重な水源がある優れた地域だと思うので、配慮を特別に考え、地域の特性を踏まえた方法書の記載、計画をつくっていただきたい。

(事業者)

琵琶湖の水源ということで、全国的に見てもかなり重要な場所だと理解している。根本的に、まずその濁水を流れ込ませない、影響を低減する、もしくは、なくすことをまずす



べきと考えている。

その予測・評価を進めていく中で、濁水がどうしても、例えば、あらゆる配置・予測をした上で、流れ込んでしまう、そういったことがあった場合には、その先にどういったことが起こり得るかを検討しなければいけないが、まだできていない。地域の特性に応じた、ということは言っていたとおりと考えている。

その調査について定量的な評価を、具体的にその地域特性に合わせて、一般的な調査以上に何ができるか、地域の方、滋賀県の先生方、地域の有識者の方々に意見をもらうなど、最新の地形を調べるなど対応していく。

補足になるが、今日見た現場は、今は閉鎖しているがスキー場で、色々な方々の話を聞く中で、当該地の歴史、開発経緯を聞く機会もあり、今の現状を理解して、そこに新たに風力発電施設を建設する中でどういう措置ができるのか少なくとも今より悪くしない、今より良くできることがあれば、地域の人たちと一緒に考えていきたい。

(委員)

流域から出ていく先、いわゆる水源涵養、今日もかなり湧水が道路のところでも出ている、そういったところにも十分配慮していただきたい。それと、地域の特性について意見を聞き、現在も改変されている状況もあるのでできるかぎり影響がないように計画段階を進めていただきたい。

(会長)

方法書的に、手法を通常のSS値だけではなく、この地域に合った、地域特性を考えた手法を考えてくださいという意見だと思います。

事業者が言われた、もし現状より良くなる、影響の出ない方法を考えるのであれば、やはりアセスは悪いことばかりで評価しなくてもいいので、プラス面の評価もちょっとずつ出していけばいいので、そういうことを踏まえて方法書以降の検討をされたい。

(事業者)

しっかり調査して、現状を把握していきたい。

(委員) 皆川委員

下流の漁業の影響を考えても、濁水という細かい粒径だけではなく、大きな出水時の土砂の影響が非常に懸念された。

稜線でシカの食害で植生が変化したことによって、この地元の方がやはり水の出方とか土砂の出方が変わったとおっしゃり、その現場をちょっと見たが、やはりそのことが非常に心配だ。例えば資料4の4番、水産課からの意見に対する見解でも、風車の下部分の植

生の変化に伴う、工事後の土砂の流出などにも十分考慮していただきたい。

(会長)

資料に書かれている事業者の見解は、今からでも修正できるのか。

(事務局)

現在示されている事業者の見解なので、以後の方法書で修正について反映していただくことになる。

(会長)

というと、この事業者見解は、事業者見解という回答をどこかにつくられるのですね。

(事務局)

議事録というかたちで残ります。

(会長)

事業者見解についての最終版みたいなのはできますか。

(事務局)

そういうかたちで取りまとめることは想定していません。

(会長)

ないのですか。

(事務局)

この場で説明をするための資料です。

(会長)

審査会用の資料ということでね。

(事務局)

はい。

(会長)

では、これを修正することはありませんが、方法書以降の手続で今の意見をよく考えてください。

(委員)

補足で、水道とはまた違う山から家に流れてくる水に関して、きっと庭のほうへ回ってみると、やっぱり水を取っておられるような気がしますので、家に流れ込んでいく水に関しても配慮していただきたい。

(事業者)

まさに今日、区長から聞きました。区長とも本当に頻繁に意見交換させてもらうので、家への取り扱状況があるかこの事実確認から努めたい。

(会長)

事業者に質問する最後の機会になります。

(委員)

まだ何基風車をつくるかは分からないですけれども、1基につき2,500平方メートルということは50メートル四方ということですね。50メートル四方というと、尾根の形が変わるぐらいの切り土をして岩盤を掘削するということになるが、そういう工事をして、そのエリアが担っていた浸透とか、そこに水が浸透できることによって周辺で土壌流亡が今まで起きてこなかったという状況をどうカバーできる考えなのかを聞きたい。計画書段階で不配慮の対象とするというのは、計画によってはその影響を低減できるという考えに基づいているということですが、なぜ計画によってこれが、どのぐらい低減できると考えているのか、これを今の段階で、ちょっと聞きたい。

(事業者)

もう一度、質問の確認を。

(委員)

尾根で50メートル四方を削るというのは、尾根の形が変わるぐらいの切土をすることであり、それぐらいの平地をつくろうとすると、山を削ることになる。ここにコンクリートを打つとそのエリアは水の浸透ができない。今までは、そこに水が浸透できていたので、地下水の涵養自体は小さくなる。水が浸透できない場合、その周辺で流れてくる水が土壌浸食を起こす。尾根での工事はそういう影響があると予測できるが、それが計画によって、どのように、なぜ低減できると考えているのか。

(事業者)

実際、高知県の施工写真のように、造成工事を予定しているが、なるべく切土の量も少

なくできるように、なるべく尾根の平らなところを中心に今後、風車の配置計画をしたいと考えている。実際、施工実績を踏まえて道路設計、風車の設計は必ず県と協議しながら進めていくことになる。今の配慮書の計画段階としては、施工実績、経験に基づいている。

(委員)

例えば、地下水の涵養とか、土壌流出とかということに対して 100 の影響があるところを、計画をすることで 99 にできる。1 下がったらいいというような話か、今までの施工の経験からすると、100 も影響はないということが分かっているので、倍ぐらい計画すれば影響がほとんどありませんよと言っているのか、それが読み取れない。

(事業者)

今、先生が確認したいのは、影響がゼロということなのか。

(委員)

影響がゼロということとはあり得ない。というのも、計画書段階で、少し計画を考慮、工夫すれば、100 影響があったのが 99 にできて、1 減ったということだと、計画書段階だけで配慮すればいいということにならないかということです。

(事業者)

今後の調査を踏まえながら、実際に設計の中でしっかり配慮していきたい。今の配慮書の計画の中で、配慮できたからいいでしょうということでは、もちろんない。

(委員)

今、事業が行われていて、実際、濁りが出たことはないとか、流出土壌とかいろいろありましたよ、という詳細な情報があるのであれば、計画段階でいいと思う。

(事業者)

少なくとも事業運営している現場で、近隣の水が減ったとか、土砂崩れが起きたとかは一切起こっていない。

今後、この計画の中で、しっかりと調査し、設計して反映させていきたい。ただ、この 50 基程度の数は、北海道や岩手に 40 数基の現場がある。だから、50 基程度というのが日本でどこにもないというわけではない。

ただ、近年、風車の大きさが大きくなり故に発電量も増えてくるため発電出力が 17 万キロワットという日本最大の規模になる、そういう観点では、まだ日本でそんな前例がないという指摘ですがただ、基数でいえば北海道にも 40 基近い数があり、岩手でもそういう実

績ある。実際、風車を建てる際は、道路延長、林道整備、この50メートル四方のヤードを設置しながら組み立てていくというのは、一昔前の1,000キロワット、2,000キロワットの風車と、今の3,000キロワットという風車とで、その仕様はほとんど変わっていない。むしろ風車を立てて運ぶ、風車の羽根を1本ずつ付けるという工夫が近年され、より昔より小さい面積で施工できる技術的な進歩がある。

(会長)

今、風車を立てて運ぶという話があったが、技術的には確実ですか。

(事業者)

もう確立できています。われわれも実際に高知の現場で風車の羽根を起こして運んだ。

(会長)

こういう林道とかの場合はまだいいと思うが、一般道では横に寝かせて走ると思うが。

(事業者)

一般道では、できるだけ寝かせて運ぶ。

(会長)

とはいえ、速度が落ち、交通渋滞とか、地元の交通に影響はあると思うが。

(事業者)

もちろん。

地元の警察、業者と施工前にしっかり協議し、夜間輸送になる。夜間の交通量が落ちた、そのタイミングを狙い、こういう重量物に関しては運んでいる。鉄道車両もそうです。極力皆さんの生活に支障ないような時間帯を選びながら運ぶ計画を立てている。

(委員)

資料2の20番、予測・評価のところ、予測の一番最後に、「可能性があり、生息地への影響が生じる可能性が考えられる」とある。これは、正確には生息地への影響というのは、あくまでも、例えば、風力発電は、直接改変面積が狭いから、あまり影響はないという話で、ダム等に比べて改変面積は狭い。生息地への影響だけでなく、当然装置ができて、バードストライクが起きるといった話があるので、生息地への影響に限定するのはおかしい。

この生息へ重大な影響が生じる可能性があるとしないと、生息そのものの改変だけではないということ、きっちりしておいてほしいということと、それから、後からの審査会の意見に関係するので、申し上げるが、専門家からの指導という助言だったが、

前回私は出ていなかったが、この専門家ヒアリングの内容がひど過ぎる。よくこれでそのまま書いたなど、これは専門家とは違う。

要約書に鳥類のものと猛禽類があるが、この表現をそのまま載せるというのはおかしい。とてもではないけれども、専門家、科学的ではない。自由度であるとか、飢え死にするとか、それから、渡りの期間が3カ月間だからいいとか、全然これは話にならない。3カ月だったら短いから影響が少ないとか、これは専門家なら言わない。科学的調査をした上で、その衝突確率とかいうものを出すのであって、口頭をそのまま書くのではなくて、普通、コンサルの会社だったら、何を言われているのか要約しなければいけない、常識だ。あまりにもひどい。

だから、もちろん、この審査会意見にも反映しますけれども、いくら専門家の意見を聞いて書いても、それがきちとしたものではなかったら、いいかげんな調査だ、いいかげんな調査結果に基づいた影響予測となる。ここの文は吟味して取りまとめなければいけない。

(会長)

前半の生息地というのは、生息というのは、どうしたらよいか。

(事業者)

前回の審査会のときに、注目すべき生息地という観点で予測が抜けている、要するに生息地があるのか、ないかというところで、まず議論になりましたので、そこについては、今回のイヌワシの生息地を一つ入れて、今回、予測・評価を追加した。今、山崎先生のイヌワシの生息に関する予測・評価というものは、イヌワシ、あるいはクマタカの種のほうの動物のほうの予測・評価で行っている。

バードストライクについては、風車の配置が決まらないと、厳密には予測・評価ができないので、配慮書の中では、方法書以降で、具体的な計画ができた段階で現地調査を行った上で予測・評価を行うというかたちで進めている。

(専門委員)

前は、ここに生息地がある可能性がきちりとは示されていなかった。環境省のほうからきちとしたセンシティブティマップでレベルAに入っている、イヌワシもクマタカも。水資源機構のイヌワシ・クマタカ調査で、この一帯を調査されて、イヌワシもクマタカも生息が確認されている。それから、滋賀県のイヌワシ・クマタカ保護指針でも、ここは生息域のゾーンに入っている。

だから、ここは生息地であるのは当たり前の話で、生息地への影響が生じる。バードストライクも含めて生息への影響というふうにすべきだ。誤解を招かないようにすべきだと思う。

(会長)

前回の審査会は、270 ページの動物評価の動物のところの表現がよくないと。特に生息地の分ではなく、全体がよくないという、そういう意味なので、その際に、やはりその生息地の分も含めて見直していただきたいと。だから、前回ここに生息地と書いてあるから生息地というのはちょっとあまりいいご回答ではないと思いますので、そこは気を付けていただきたい。だから、改めて今、委員からの意見が出たので、生息地は生息に置き換えてよろしいですね、という確認です。

(専門委員)

資料2の20番の、注目すべき生息地の項目で再検討してくださいと、はっきり意見した、これは事業者見解の上のところに「修正したいと考えている」と書いてある、この予測と評価のところ、配慮書の内容をこういうふうに修正すると書いてあるのですね。

(事業者)

はい。

(専門委員) これをそのまま方法書のほうに持っていかれるという意味ですよ。

(事業者)

すみません、もう一回お願いします。

(委員)

資料2の20番の事業見解に「修正します」と書いてありますね。方法書で同じ内容を予測・評価していきますとおっしゃっていたわけですね。そうすると、今まで生息地の項目だけではなくて、生息という、生息そのものについての評価は別途あるという意味ですか。

(事業者)

項目だけとして挙がってしまっていて、重要な生息地の前のところに、重要な種の対象の予測というのをやっておりまして、そこにイヌワシとクマタカはいませんでした。

(会長)

審査会の意見で、ここの動物のところ、そういう意見が出れば、当然この後の、植物、生態系でも同じようにしていただきたい。確かに前回の審査会で指摘したのは動物のところだけだが、植物生態系も併せて見直してもらわなければ困る。

だから、今の生息地だけ言ったから生息しか見直してまません、というのは困る。そう

いう意見が出たら、全体を見直して修正を出す、そういう姿勢を取り組んでいただきたい。だから方法書で見直すべきところは、動物の生息地を例に挙げているだけで、それを含めて、もう一度見直していただきたいということです。

(事業者)

指摘を踏まえ、方法書の要所に反映させたい。

(会長)

前半はそれでいいと思う。後半は、どういうふうに専門家の意見をまとめられたのか。専門家が悪いのか、専門家の意見をまとめたほうが悪いのか、少しそこで変わってくる。専門家の人はちゃんと言っているかもしれないのに、それをまとめるときにこうなったのか。

(事業者)

今回、専門家に意見を伺い、その意見をまとめ、記録し、要約している。この配慮書において専門家、あるいは、先生に確認を取った上での専門家の意見、専門家の意向に沿ったかたちの内容を記載している。

(会長)

では、専門家の確認を取って今回載せているということですね。それが、委員からは専門の立場からあまりいい内容ではないと。

(事業者)

補足です。風力発電の環境アセスメントは、2012年に法改正で対象になって、何件も過去からあるわけではなくて、滋賀県でいえば、これは改正後2件目という事例になる。

配慮書は調査前の段階であり、いろんな方へのヒアリングから、具体的な猛禽類に対する調査について、スキー場の一部についてはスキー場が当時開発されたときに実施されているが、全体として猛禽類に対する調査がされている場所ではないと聞いている。中で、配慮書を作成する上で特に気にしないといけないことを出来るだけ、滋賀で知見を持った方から情報収集するという観点で聞いている。情報収集する中で、気を付けなければならないことを理解し、今後調査するに当たり、入り口の段階で専門家の方々から意見をいただいた。

今後、調査やその調査を踏まえた予測・評価、には、科学的な根拠、衝突確率といったものを掲載する。実際、猛禽類が発見される東北のエリアでも、有識者の方々と話しながら作っている。調査をしっかりと実施して、方法書、調査と準備書の手続きに入るので本当に時間をじっくりかけ、また、議論もいただきたい。



(専門委員)

当たり前の話で配慮書とはそういうもの。配慮書の段階では、ここがイヌワシ、クマタカの生息域かどうかという話ではなく、それは環境省のマップを見れば分かること。配慮書段階での、ここは生息域かどうか、それは明瞭だ。

(事業者)

分かりました。

(専門委員)

1回目の審査会のときに指摘したが、配慮書の段階で、どういう影響があるかを押さえる。方法書の段階以降で、それを盛り込むというのもわかるが、しかしながら、法の趣旨からいえば、配慮書の段階で、それをきちっと押さえておくべきだ。

(事業者)

配慮書の段階できちっと影響を押さえるという、その影響というのは。

(専門委員)

影響でない。生息しているか分からないので再度文献を調べたと。その再度調べるといのは、まだまだよく理解していない。今までの文献を見れば、今回の事業者見解は明らかに不十分だ。

(事業者)

すいません。先生のご質問の、意味が。

(委員)

今回、事業者の評価を修正される。この修正されたのは、再度文献を精査して、修正するとある。こんなのは前の段階から分かっているのではないか。

(会長)

前回の評価が不適切だったからと書けばよいのではないか。

変な言い方をしないで、前回、最後のまとめが不適切だったので表現を修正しましたので、よかった。

(事業者)

言い方の表現が不適切だったと思います。これから本当に区域に関して、しっかり調査

していくことを改めて申し上げたかっただけです。

(委員)

それは同じことが水環境においてもいえると私は認識している

(会長)

配慮書の段階で調査も予測もしていないのに、計画も未熟、まだ十分ではないし、まだ現地で実際に調査をしていないのに、配慮書段階で影響がないと言う、そういう姿勢を取らないほうがいいですよ。その辺はコンサルがやはり気を付けてあげるべきだったと思う。

(委員)

事業仮想地域ではなくて、他のところと比べて、草地のままだったらどうなるかというところを、他の地域と比べて予測してほしい。

(委員)

長浜市が、資料3の7、栃ノ木砦遺跡についてのみの現地確認を進めるではなく、長浜市が意見で、「遺跡区域とその周辺の幅広い調査を行うこと」と書いているので、掘って出てきたときには、当該区域全てにおいて長浜市教育委員会と協議するとのほうがいいのではないか。

(会長)

それでは、この辺りで審査会意見について審議したい。

事務局、審査会意見の案を説明願います。

(事務局)

資料5。資料2と資料3、資料4の前回の審査会でのご意見、そして、長浜市長の意見、県関係課からの意見をまとめている。

審査会意見(案)は、大きく全般的事項と個別的事項に分けている。

欠席の委員から意見をいただいている。

今回、トレッキングやスキーなど、近隣の自然との触れ合いの場への影響を最小限にとどめるように計画内容を精査すべきである。そして、今回の案件については、スキー場もその触れ合いの場の配慮対象とすべき施設であるとの意見です。

そして、情報として、平成11年度から13年度付近にまとめられた自然との触れ合いの分野の環境影響評価技術検討会の中間報告書に、スキー場が考慮すべき触れ合い活動の場に挙げられていると意見です。

(会長)

事務局としての審査会意見案に先生の意見を、審査会意見(案)、7ページの7番にスキームは入れられるか。

(事務局)

まとめのタイミングの問題で反映できていない現状です。

(専門委員)

1ページ目の全体的事項の(3)の3行目のイヌワシ・クマタカの営巣地や生活範囲への直接的な影響というのは全然意味が分からない、何を指すのか。まず生活範囲なんていう言葉も分からないし、行動圏の言葉だから、直接的な影響というのは何、これは長浜市の意見をそのまま引用しているが、十分に生息とか繁殖に影響を及ぼす可能性があるなら分かる。

最後の4番、個別事項の(4)の最後のほう、現地調査を行う場合にはとあるが、前回の米原の発電のときと、同じ条件となるので、前回、知事意見として出した姿勢というものは厳守すべきだ。

(会長)

5ページの全体的事項の(3)。イヌワシやクマタカの生殖、繁殖への影響については。

(専門委員)

それぐらいですね。

(会長)

7ページの上から4行目、ここは、米原風力の文書にならった文書で。

(専門委員)

結論から言いますと、県内では、今年の4月現在では4つがいしか生息していない。

(会長)

6ページの下から7行目のところ、6つがい程度を4つがいに変える。

(委員)

この「生息が確認されている」の前に、「現在」がないと、いつの時点かわからなくなる。

(事務局)

「滋賀県内では、」の後に現在と記載します。

(専門委員)

6ページの(4)の7ページの上のところ、現地調査等を行う場合についての意見に加え、現地調査、いわゆる調査をまとめたり、指導したり、評価したりするだけではなくて、実際に現地で調査される方の専門性を担保するために、現地調査員については、イヌワシ、クマタカの生息に詳しい方で構成されたスタッフで実施することとされたいという内容を追加していただきたい。

これは、実は他のアセスメントにも関係して、かなり調査員のレベルが低下してきているため、特にイヌワシ、クマタカの調査というのは、かなりのテクニックが要るので、ぜひ追加していただきたい。

(事務局)

今、井上先生からの意見については、現地調査員については、イヌワシ・クマタカに詳しい調査員により実施すること、そのような表現を追記する提案をさせてもらいたい。

(委員)

詳しいというよりも、調査に熟練したと、してください。

(事務局)

イヌワシ、クマタカの調査に熟練した調査員により実施すること、とします。

米原のときに、これら、希少性の高い猛禽類への影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低で2年間は実施することとした件があります。

(会長)

ということは、これを加える。

(委員)

6ページの3の動物、バットストライクで、「回避または低減する」とあるが、「影響を回避または低減する」という言葉を入れてもらいたい。

(会長)

シカのところ、これは生態系と地域社会ですけれども、これは水質とかも関わる。

(事務局)

今の指摘は「植生の変化に伴うシカ等の増加により、」の後に「水環境」という文言を挿入し、「水環境、生態系や地域社会への影響が懸念される」と続ける。

(委員)

生態系に、希少植物の減少とか絶滅の影響を入れたほうがいい。

(委員)

影響の次に、希少植物の減少や絶滅などが懸念されるとしたらいい。

(委員)

(3)の動物の欄の「植生の変化に伴う」というところを(5)の植物・生態系のほうに移動させたらいいではないか。

(会長)

委員の意見、スキー場についても、トレッキングコースとスキー場と入れればいいのではないか。

(事務局)

その間に入れ、「トレッキングコースやスキー場が知られており」とします。

(会長)

スキー場の具体的な名前を入れる。

(事務局)

個別企業の営業所の名称になるので避けたのが事務局案です。

(委員)

(5)植物・生態系に、「土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避する」とあるが、違和感がある。土砂流出については、水環境への評価のところにも分かれて書かれてしまっているので、ここでは土砂流出について言及する必要はなく、「土地の改変量を最小限に抑えること」と、書かれればよい。

水環境の土壌流亡の影響についての記載は。

(事務局)

土壌流亡に関しては、2の(1)水環境で、記載している。

指摘のとおり、「土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに」を削除し、「予測・評価を行い、土地の改変量を最小限に抑えること」とする。

(委員)

5ページの(4)の内容は、主に要約書の、保安林、森林関係の意見の取りまとめで、本編の資料180ページのこの溪谷の場所が完全に砂防指定地と重なっているのは結構問題と思う。

できれば、4番の国土防災関係の保安林の章に文言を審査会の意見として入れる。保安林の機能を配慮しなさいという内容だけでなく、砂防指定地域は区域より回避すること、とできないか。

(事務局)

実は滋賀県のエリア、砂防指定地のある中河内の集落辺りには、保安林がありません。

(委員)

「計画に配慮すること」に加えて、砂防指定地は回避することと書けないか。4番が森林関係のことになっているが、土砂流出、災害のほうが重要かと思います。配慮することとは違うので、「回避すること」で入れられないか。

「また、砂防指定地の南側は想定区域より回避すること」というふうに入れていただきたい。

(事務局)

「回避すること」を入れます。

(委員)

おそらく砂防法上、許可がそもそもされないために、改変はないと思うので、影響を回避することですかね。

(専門委員)

サシバ、ハチクマ、ノスリ等、渡りの調査方法が書かれていない。イヌワシ・クマタカのことしか書かれてない。

米原のときの知事意見書というのにはそれが書いてあって、渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件等によって大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度などの実態を正確に把握した上で、その影響を評価することと明記してある。この辺はきちっと整理してもらわないといけない。

(事務局)

米原でも付けていた「渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握した上で、その影響を評価すること」の文言を追加する。

(会長)

文章上、いろいろ、本当にたくさんご指摘がありましたので、事務局のほうでもう一度案をつくり、県、事務局で調整し、私と事務局で確認する。その後、委員の先生に見ていただく、そういう流れでよろしいか。

整理の中で、字句とかの修正や、滋賀県の関係部署との調整の後、私と相談し、その結果を皆さんにご報告します。

(事務局)

はい、承知いたしました。